

■ 定額郵便貯金規定

1 取扱郵便局等の範囲

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第3条第1項において「整備法」といいます。）附則第5条第1項第3号の定額郵便貯金（以下「この貯金」といいます。）は、特に取り扱わないことを当機構所定の方法により公表した郵便局等（郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局をいいます。以下同じとします。）以外の郵便局等において払戻しができます。

2 貯金証書の交付等

(1) この貯金の貯金証書の交付を受けた場合において、貯金証書が通帳式（1冊につき当機構所定の件数の貯金証書の用紙をつづつたものを用いる様式をいいます。以下同じとします。）でないとき及び当機構から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当機構が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。

(2) 貯金証書が通帳式の場合は、当該通帳式の1件目のこの貯金又は定期郵便貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）をもって2件目以降のこの貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。

(3) 廃止前の日本郵政公社の自動積立預入規定により振り替えて預入したこの貯金については、自動積立預入に係る株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金の届出の印鑑（若しくは署名鑑）又は当該貯金の通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。ただし、自動積立預入に係る貯金証書の所定の欄に印鑑（又は署名鑑）がある場合は、当該印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱うものとします。

3 10年が経過した後における貯金等

(1) この貯金は、整備法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法の規定に基づき、預入の日から起算して10年が経過したときは通常郵便貯金になります。

(2) この貯金の払戻金の払渡しを受けようとするときは、貯金証書の所定の欄（通帳式にあつては、当機構所定の払戻請求書）に記名押印（又は署名）し、郵便局等に提出して（通帳式にあつては、当該貯金証書を添えて）請求してください。この場合、当機構所定の方法により払い渡します。

(3) 前項の場合において、払い渡されていない貯金又は利子があるときは、その金額を記載した払戻証書を当機構所定の方法により発行しこれを請求人に交付します。

(4) この貯金の払戻しの請求による払戻金の全部を払戻証書により受けようとするときは、貯金証書（通帳式にあつては、当機構所定の払戻請求書）に貯金の全部払戻しを請求する旨を記入し、かつ、記名押印（又は署名）し、郵便局等に提出して（通帳式にあつては、当該貯金証書を添えて）ください。

(5) この貯金の全部払戻しの請求による払戻金については、当機構が支障がないと認めるときは、前項の規定により発行した払戻証書による払渡しに代えて、指定した株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金に振り替えてする預入の取扱いを請求することができます。

- (6) 前項の取扱いを受けようとするときは、貯金証書（通帳式にあつては、当機構所定の払戻請求書）に貯金の全部払戻しを請求する旨を記入し、かつ、記名押印（又は署名）し、当該貯金証書（通帳式にあつては、当該払戻請求書及び貯金証書）に株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金の通帳を添えて郵便局等に提出してください。
- (7) 第2項、第4項及び前項により貯金証書の所定の欄（通帳式にあつては、当機構所定の払戻請求書）に使用された印影（又は署名）をこの貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は貯金証書の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、偽造、変造その他の事故があつてもそれにより生じた損害については、当機構、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び簡易局受託者は責任を負いません。
- (8) 通常郵便貯金については、本規定に定めるほか、通常郵便貯金規定により取り扱います。

4 預入の日から起算して10年経過する日の前日までの利子

- (1) この貯金の利子は、預入の月からこの貯金が通常郵便貯金となる日の属する月（通常郵便貯金となる日が預入の月の応当月に該当しないときは当該通常郵便貯金となる日の前日の属する月）の前月までの月数及び日本郵政公社が定めた利率によって6か月複利の方法で計算し、当該通常郵便貯金となる日の前日を区切り、元金に加えます。
- (2) この貯金の利子は、月割で計算します。利子の金額（同時に預入された2口以上のこの貯金の払渡しを同時に行うときは、一の貯金ごとに計算した金額の合計額）は、円未満は切り捨てます。
- (3) この貯金の利子は、預入の月から6か月ごとを利子計算基準月とし、預入の月又は前回利子計算基準月から次の利子計算基準月までの利子を前項の方法により計算し、その金額に1銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、元金にこの利子を組み入れたものを次の利子の計算における元金として計算します。

5 預入の日から起算して10年経過した日以降の利子

通常郵便貯金規定第2条（利子）の規定を適用します。なお、同時に預入された2口以上のこの貯金が通常郵便貯金となった場合の通常郵便貯金の利子については、当該通常郵便貯金の合計額をもって同条（利子）の規定を適用します。

6 規定の適用

この貯金には、本規定のほか、「郵便貯金共通規定」及び「定額郵便貯金等共通規定」が適用されます。

7 規定の改定

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この規定の実施の際、現に廃止前の日本郵政公社の定額郵便貯金規定附則第2条(経過措置)により取り扱われている定額郵便貯金については、この規定の実施後もなお従前の例により取り扱います。この場合において、平成17年4月1日に実施した改正前の日本郵政公社の定額郵便貯金規定第8条(利子分割払の取扱い)の適用については、第8条第2項中「公社所定の払戻請求書」とあるのは「当機構所定の払戻請求書」と、「貯金証書を添えて郵便局」とあるのは「貯金証書を添えて郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局」と、同条第3項中「指定した通常郵便貯金」とあるのは「指定した株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金」と、「通常郵便貯金の通帳を郵便局」とあるのは「株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金の通帳を郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局」と、同条第5項中「第3項に係る通帳を郵便局」とあるのは「第3項に係る通帳を郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局」と、同条第6項中「振替預入に係る通常郵便貯金」とあるのは「振替預入に係る株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金」と、「通常郵便貯金規定第10条(全部払戻し等)第4項により全部払戻しとされたとき又は譲渡等による名義書換若しくは転記の請求があったとき」とあるのは「又は株式会社ゆうちょ銀行の定めるところにより全部払戻しとされたとき」と、「貯金証書を郵便局」とあるのは「貯金証書を郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局」と、同条第7項中「貯金証書を郵便局」とあるのは「貯金証書を郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局」と読み替えるものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月4日から実施します。